

オープンカウンター方式による見積合わせの実施について

令和 8 年 8 月 2 8 日

支出負担行為担当官

近畿中部防衛局長 五味 賢至

- 1 調達番号
近防第 R 8 - 2 1 号
- 2 見積合わせ実施日
令和 8 年 9 月 1 1 日
- 3 件名
令和 8 年度精密騒音計等購入ほか
- 4 調達内容
品名等：別添仕様書のとおり
- 5 納入期限
令和 9 年 2 月 2 6 日まで
- 6 参加資格
 - (1) 見積書の提出者は、以下アからエのいずれかの条件を満たす者でなければならない。

なお、条件を満たす者であっても、本契約の「支出負担行為担当官近畿中部防衛局長」との間で締結した契約において、過去 1 年間に正当な理由なく、契約を履行しなかった者は見積提出者として認めない。

ア 令和 7・8・9 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」において「C 又は D」等級以上の格付けを受け、「近畿」地域の競争参加資格を有する者であること。

イ 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 56 条第 1 項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第 58 条第 1 項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）

ウ ア又はイに該当しない中小企業者であって、同一の相手方（公的機関、民間企業のいずれかを問わない）に対し、直近 1 年間で 1 か月以上にわたり、常時継続的に物品を納入し、又は役務等を提供している実績が確認できる事業者。

エ 見積の提出日までの 1 年間に於いて、本契約の「支出負担行為担当官近畿中部防衛局長」との間で契約を締結した実績がある事業者（防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、A 又は B 等級に格付けされている者を除く。）
 - (2) その他については「近畿中部防衛局オープンカウンター方式実施要領」を参照すること。

7 同等品の承認

同等品による見積書の提出を希望する場合は、見積書提出前に同等品の申請を行い、その承認を得るものとする。

同等品申請は別紙様式により、令和8年9月4日（金）午後3時までに申請するものとする。

8 見積書提出期限

「第6－（1）各号に掲げる参加資格が確認できる資料」の写しを添付し、令和8年9月11日（金）午後3時までに、持参、郵送若しくは託送又は電子メールにより提出（必着）すること。

9 見積書提出先

〒540-0008

大阪府大阪府中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館

近畿中部防衛局総務部会計課

電話番号：06-6945-4971 FAX 06-6945-7681

メール：kai_uketsuke-kc@ext.kinchu.rdb.mod.go.jp

10 注意事項

(1) 「近畿中部防衛局オープンカウンター方式実施要領」を熟読のこと。

(2) 見積書の宛先を「支出負担行為担当官 近畿中部防衛局長」とし、代表者名を記載すること。代表者印の押印を省略する場合は見積書に「担当者名及び電話番号」の記載をすること。また、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」を熟読の上、見積書の提出をもって誓約したものとし、見積書には「暴力団排除に関する誓約事項の条項を承認のうえ見積します。」と記載すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

同 等 品 申 請 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿中部防衛局長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

件名 : _____

上記件名の品名について、次のとおり同等品申請いたします。

NO	品名	仕様書				同等品		備考
		規格						
		メーカー	規格	メーカー	規格	メーカー	規格	

- ※ 1 同等品申請の際、仕様に不明な点があれば、必ず事前に担当課職員に質問・確認を取ること。
2 同等品を申請する前に仕様書を熟読し、指定の項目を全て満たしているか確認すること。

仕様書

1 業務の名称

令和8年度精密騒音計等購入ほか

2 業務の目的

近畿中部防衛局（以下「甲」という。）が業務に使用する精密騒音計（NL-53EX）等の購入、甲が保有する騒音計（NL-42A）及び記録計（LR-07）について、検定及び検査を行い、必要な場合は修理を行う。

3 履行の期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

4 納入場所

近畿中部防衛局（大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎2号館）

5 購入機器

(1) 精密騒音計 1台（検定済み）

日本産業規格(JIS)C1509に適合する精密騒音計であること
（リオン㈱社製NL-53EX又は同等品）。

本騒音計で記録した航空機騒音等のデータを、甲が保有する環境計測データ管理ソフトウェア（リオン㈱社製AS-60TR）にて演算処理できるものであること。

甲が保有する記録計（リオン㈱社製LR-07）にて接続及び使用可能なものであること。

(2) 波形収録プログラム 1個

今回購入する精密騒音計で録音したデータをコンピュータで再生可能なものであること（リオン㈱社製NX-43WR又は同等品）。

(3) ACアダプタ 1個

今回購入する精密騒音計にて使用可能なものであること
（リオン㈱社製NE-21P又は同等品）。

(4) 音響校正器 2個

日本産業規格(JIS)C1515クラス1に適合する音響校正器であること
（リオン㈱社製NC-75又は同等品）。

今回購入する精密騒音計及び甲が保有する普通騒音計（リオン㈱社製NL-42、NL43）で指定されている音響校正器であること。また、JCS校正証明書を提出するものとする。

(5) 全天候ウィンドスクリーン 3個

今回購入する精密騒音計及び甲が保有する普通騒音計（リオン㈱社製NL-42、NL43）にて使用可能なものであること（リオン㈱社製WS-15又は同等品）

(6) ウィンドスクリーン取付アダプタ 3個

今回購入する全天候ウィンドスクリーンにて使用可能なものであること
（リオン㈱社製WS15006又は同等品）

(7) 全天候ウィンドスクリーン用三脚 3脚

今回購入する全天候ウィンドスクリーンにて使用可能なものであること（リオン㈱社製ST-91又は同等品）

(8) 7Pマイクロホン延長コード（10m） 3本

今回購入する全天候ウィンドスクリーンにて使用可能なものであること（リオン㈱社製EC-04B又は同等品）

(9) メモリーカード（32GB SDカード） 4枚

今回購入する精密騒音計及び甲が所有する普通騒音計（リオン㈱社製NL-42、NL-43）で使用可能なものであり動作保証があること（リオン㈱社製MC-32SP3又は同等品）

(10) レベルレコーダー用ペン（赤） 8個

甲が保有する記録計（リオン㈱社製LR-07）にて使用可能なものであること。（リオン㈱社製LB-25B又は同等品）

(11) 記録紙 8箱

甲が保有する記録計（リオン㈱社製LR-07）にて使用可能なものであること。（リオン㈱社製RP-01D又は同等品）

6 検定等機器

(1) 各機器について、以下に掲げる項目を実施する。

①検定機器：普通騒音計(NL-42A) 1台

(ア) 点検調整

(イ) 検定（日本品質保証機構で行う検査）

(ウ) 修理が必要なものについては修理

②検査機器：記録計(LR-07) 1台

(ア) 点検調整校正

(イ) 検査（日本品質保証機構で行う検査）

(ウ) 修理が必要なものについては修理

(2) 修理が必要な場合は費用の見積りをするものとする。甲が当該費用について適当であると判断した場合には、修理を実施する。

7 その他

- (1) 環境物品等の調達に関する基本方針（令和8年度2月）における適用品目に該当する品目については、同方針適合物品とし、同基本方針の変更が行われた場合は、変更後の基本方針を適用するものとする。
- (2) 受注者は、納品時期等について、発注者と調整を行い決定するものとする。
- (3) 受注者は、納入時に納品書（別紙第1）を2部作成し、納入場所に提出するものとする。
- (4) 受注者は、「5 購入機器」について、新品を納入するものとする。
- (5) 仕様書に明記のない事項及び疑義のある場合は、発注者と協議の上、その指示に従うこと。